

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【公開番号】特開2017-114236(P2017-114236A)

【公開日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2015-250410(P2015-250410)

【国際特許分類】

B 6 2 J 37/00 (2006.01)

B 6 2 J 15/00 (2006.01)

【F I】

B 6 2 J 37/00 B

B 6 2 J 15/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

請求項1から3のいずれか一項に記載のキャニスタ取付構造において、前記後輪の上方に配置されたリヤフェンダの一部が前記仕切り壁を形成しており、

前記リヤフェンダの下面に、上方に凹んだ凹所が設けられ、

前記リヤフェンダの上面側に前記収納空間が形成され、前記リヤフェンダの下面の前記凹所が前記キャニスタ空間を構成している自動二輪車のキャニスタ取付構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明において、前記後輪の上方に配置されたリヤフェンダの一部が前記仕切り壁を形成しており、前記リヤフェンダの下面に、上方に凹んだ凹所が設けられ、前記リヤフェンダの上面に前記収納空間が形成され、前記リヤフェンダの下面の前記凹所が前記キャニスタ空間を構成していることが好ましい。この構成によれば、リヤフェンダの一部が仕切り壁を構成するので、仕切り壁用の部材を別途設ける必要がなく、部品点数が低減する。さらに、リヤフェンダの下面に設けた凹所にキャニスタを配置し、リヤフェンダの上面に装備品を積載することで、キャニスタ空間と収納空間とを仕切り壁により完全に区画できる。また、ほぼ取り外すことのないキャニスタを下側に配置し、メンテナンス等で取り外す機会のある装備品を上側に配置することで、利便性が向上する。